

2016 年度 DRP 検討委員会の設置期間延長の件

1. 審議依頼事項

2016 年度 DRP 検討委員会の設置期間を 2017 年 9 月 30 日まで延長することについて、承認いただきたい。なお、設置期間延長に伴い委員構成は変えず委員委嘱期間についても同日まで延長することとしたい。

2. 理由

当初本年度の検討は、日本知的財産仲裁センター(JIPAC)の要望を勘案した小変更にと見込んでいたが、2 月 20 日開催の第 1 回委員会会合にて、JP-DRP 申請手続きの電子化(原則電子メール化)について提起された。これに対して JIPAC 側から現時点で対応が困難であることが伝えられたことから、検討が条項の小変更にと留まらず、業務手順変更への対応可能性などについて JIPAC も含めた注意深い検討が必要であることが判明したため、委員会の活動期間を延長する必要が発生した。

3. 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 3 月 22 日 | 第 2 回 DRP 検討委員会 |
| | ・ 電子化以外の改定内容による答申の取りまとめ |
| | ・ 電子化に関する論点について議論 |
| この間 | 電子化以外の結論を含む答申を理事会へ提出。 |
| 5 月 17 日 | 第 119 回理事会：答申の受諾、および答申が求める場合には JP ドメイン名紛争処理方針
(以下方針) 本体および手続規則改定の審議 |
| 9 月 30 日 | 2016 年度 DRP 検討委員会活動期間終了 |
| | ・ 電子化に関する検討を含む最終報告の取りまとめ |
| 11 月 (日付未定) | 第 121 回理事会 |
| | ・ 最終報告の受諾、それによる方針本体、手続規則改定の審議 |